

## GCP with KDDI規約

### (本規約等の適用)

第1条 この「GCP with KDDI」規約（以下「本規約」といいます）は、KDDI株式会社（以下「当社」といいます）から、Google(TM)（以下「Google」といいます）が提供する Google Cloud Platform（以下「GCP」といいます）、およびこれに附帯して本規約に基づき GCP の利用者に対して当社が提供する、GCP の監視保守運用サービス（以下『附帯サービス』といっています）を購入する際の一切に適用されます。

2 お客さまは、GCP を利用するに当たり、Google との間で、『Google Cloud Platform Terms of Service』等の GCP に適用される一切の規約（以下、総称して「GCP 利用規約」といいます）に基づく契約を締結する必要があります。この場合において、GCP には、本規約のほか GCP 利用規約が適用され、本規約の内容が GCP 利用規約の内容と矛盾又は抵触する場合には、GCP 利用規約の定めが優先するものとします。

### (本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、販売の条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、お客さまにとって不利となる本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するウェブサイトに掲示することにより、個別の通知および説明に代えさせていただくことができるものとします。

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	GCP および附帯サービスの総称
アカウント	当社が本規約に基づき本契約者に付与するアカウント
本契約	本規約に基づき成立する本サービスの販売契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
管理者	本契約者のためにエンドユーザー向けサービスを管理する、本契約者が指定した技術担当者
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
本規約等	本規約、本サービスに係る重要事項説明書および GCP 利用規約の総称
料金月	1の暦歴月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします）から次の暦歴月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

### (本申し込み)

第4条 本サービスの購入の申し込み（以下「本申し込み」といいます）は、当社が別に定

めるところにより、行っていただきます。

(本申し込みの承諾)

第5条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申し込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務（以下「料金等」といいます）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 本申し込みをした者が第13条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用を停止されているとき、又は当社から本契約を解除されたことがあるとき。
- (3) 本申し込みをした者がその本申し込みに当たり虚偽の申告をしたとき。
- (4) 本申し込みをした者に本サービスを提供することが著しく困難である等当社又は Google の業務の遂行上支障があるとき。
- (5) 第24条（利用に係る本契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 本規約等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (7) 本申し込みをした者と Google との間で必要な契約（GCP利用規約に基づく契約を含みますが、これに限られないものとします）が成立せず、又は成立しないおそれがあるとき。
- (8) Google より本申し込みをした者の本サービスの利用に係る承諾が得られないとき。
- (9) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 本サービスの利用開始に先立ち、本契約者は、GCP 利用規約に同意する必要があります。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第6条 本契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(有効期間)

第7条 本契約は、当社が第5条に基づき本申し込みを承諾した日に成立するものとします。

(本契約者が行う本契約の解除)

第8条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の10営業日前までに、当社所定の方法により、契約事務を行う本サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第9条 当社は、本契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本契約を解除します。

2 当社は、第13条（本サービスの利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者がなおその停止事由を解消しない場合は、その本契約を解除することができます。

3 当社は、本契約者が第5条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することができます。

4 当社は、前二項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そ

のことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該通知を行いません。

(本サービスの販売ができなくなった場合の措置)

第10条 当社は、Google から指定された場合や、その他当社がやむを得ないと認める事情が発生した場合、本サービスに係る販売条件を変更し、又は本契約の解除を行います。

2 当社は、本契約者の責めに帰すべき理由により本サービスの販売ができなくなったときは、その本契約の解除を行います。

3 当社は、前二項の規定により、本サービスについて、その販売条件の変更又はその本契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかにお知らせします。

(本契約の契約内容等の変更)

第11条 本契約者は、本契約者に支配権の変更（株式購入、買収、合併その他の企業取引）が発生したとき、又は本契約の契約内容の変更（アカウントの廃止を除きます）を行うときは、別記1又は2に定めるほか、当社所定の方法により契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。この場合、当社がその変更承諾した時点をもって、本契約の変更の効力が発生することとします。

2 前項の規定にかかわらず、本契約者は、10営業日前までに当社所定の書面による通知を行った場合に限り、当該通知において本契約者が指定した日（当該指定がなかった場合は、当該通知が当社に到着した10営業日後の日）をもってそのアカウントを廃止することができます。

(本サービスの利用中止)

第12条 当社は、次の場合には、本契約者による本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は Google の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。

(2) 第14条（制限等）に基づき本サービスの利用を制限され、又は Google からの指示により、利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合および Google の判断で中止を行う場合は、当該お知らせを行いません。

(本サービスの利用停止)

第13条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第15条に定める料金等について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 本契約者がその本サービス又は当社と契約を締結しているほかの本サービスの利用において、第24条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき

(3) 本契約者が当社と契約を締結している他のサービス（ほかの本サービスを含みます。以下本条において同じとします）又は締結していたほかの本サービスに係る料金等その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます）について、

支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (4) 前各号のほか、本規約等の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社又は Google の業務の遂行若しくは当社又は Google の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数の本契約を締結している本契約者が、そのいずれかの本契約において、本規約等の規定に違反したときは、6カ月以内で当社が定める期間、そのすべての本契約に係る本サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日および期間を本契約者に通知します。ただし、第1項第2号又は前項の規定により本サービスの利用停止をする場合であって、緊急やむを得ないときは、当該通知を行いません。

(制限等)

- 第14条 GCP は、GCP 利用規約に基づき、本規約の規定に関係なく、その利用が制限されることがあります。
- 2 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合、通信が著しく輻輳した場合、その他当社が必要と認めた場合には、本サービスの利用を中止、又は制限する措置を執ることがあります。

(料金等)

- 第15条 料金等には、GCP に係る料金（料金表第1表に定める料金を指し、以下「利用料」といいます）および附帯サービスに係る料金（料金表第2表に定める料金を指し、以下「マネージド利用料」といいます）が含まれます。

(料金等の支払義務)

- 第16条 本契約者は、本サービスの開始日として当社が指定した日の属する料金月の初日から起算して本契約が終了した日の属する料金月の末日までの期間（本サービスの開始日の属する料金月と終了日の属する料金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、料金等の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、本契約者は、本サービスを利用できなかった期間中の料金等の支払いを要します。

(料金等の計算方法等)

- 第17条 料金等の計算方法並びに料金等の支払方法は、本規約等に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

- 第18条 本契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

- 第19条 本契約者は、料金等（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支

払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年18%の割合又は法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(お問い合わせ窓口)

第20条 本契約者は本サービスにかかわるお問い合わせを、当社が別途定める窓口に対して行うものとし、Google に対して行わないものとします。

(データ等の取り扱い)

第21条 当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスにおける契約者のサーバのデータが、滅失、毀損、漏えいその他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(責任の制限)

第22条 GCP が利用可能であるべき場合において、本契約者が GCP の利用ができなかったときは、当社は、当社の責めに帰すべき事由の有無に拘わらず、当該本契約者の損害を賠償する責任を一切負わないものとします。

ただし、当社は、前条に基づき本契約者からお問い合わせを受けた場合に、当社が必要と認めるときは、本契約者が GCP の利用ができなかった原因の究明および本契約者に生じた損害の賠償を Google に要求するよう努めるものとし、Google が GCP 利用規約に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、附帯サービスが利用可能であるべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、附帯サービスがまったく利用できない状態（当社の設備等に著しい支障が生じ、まったく利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続し、本契約者から損害の賠償請求があったときに限り、当該本契約者の損害を賠償します。
- 3 前項の場合において、当社は、附帯サービスがまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するマネージド利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(免責)

第23条 当社は、本規約等の変更により、本契約者に係る設備等の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

(承諾の限界)

第24条 当社は、本契約者から本規約等の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（経済合理性に照らして困難なときを含みます）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした本契約者にお知らせします。ただし、本規約等に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る本契約者の義務)

第25条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) アカウント又はパスワード（アカウントの認証に用いる英字、数字およびその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます）について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所にその旨を届け出ること。
- (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、本契約者の行為が別記3各号に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第2号の義務に違反したものとみなします。
- 3 本契約者は、前二項の規定に違反して当社、Google 又は他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 本契約者は、前三項の規定に違反して当社又は Google の設備等を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- 5 本契約者は、前四項の規定に違反して Google に損害を与え、又は Google との紛争等を生じたことに起因して、当社に損害を与えたときは、当社に対しその損害を賠償する責任を負います。

(本契約者等の氏名等の通知)

第26条 当社は、Google から要請があったときは、本契約者又はその管理者その他の者（以下合わせて「本契約者等」といいます）の氏名および住所等を Google に通知することがあります。

(Google からの通知)

第27条 本契約者は、当社が、料金等の請求に当たり必要があるときは、Google から本契約者等の必要な情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(本契約者等に係る情報の利用)

第28条 当社は、本契約者等に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本契約の締結および履行、料金等の請求その他本サービスの販売、提供に係る業務の遂行上必要な範囲および当社のプライバシーポリシーに定める利用目的の範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

(同意)

第29条 本契約者は、本契約の内容に関して、管理者、本サービスのエンドユーザー等から必要な同意を得ていただきます。

(法令に規定する事項)

第30条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

## 別記

### 1 本契約者の支配権の変更

- (1) 本契約者に支配権の変更（株式購入、買収、合併その他の企業取引）が発生したときは、支配権の変更後30日以内に、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、当社は、(1) の書面を受領してから40日後までの間、いつでも直ちに本契約を終了することができます。

### 2 本契約者等の氏名等の変更

- (1) 本契約者は、本契約者等の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 本契約者から (1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。
- (3) 本契約者は、本契約者が (1) の届出を怠ったことにより、又は事実と異なる届出を行ったことにより、当社が本契約者等に宛てて送付した書面が不到達又は延着となった場合においても、通常その到達すべき時にその本契約者等に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

### 3 本契約者の禁止行為

- (1) 本サービスに関する当社又は Google の設備に妨害を与える行為、その他本サービス又は本サービス運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又は本規約等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当する行為を助長する行為

## 料金表

### 通則

#### (料金等の計算方法)

- 1 当社は、料金等は、料金月にしたがって計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金等については、料金月にしたがって計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金等その他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）により行います。

#### (料金等の支払い)

- 5 本契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。
- 7 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

#### (少額料金の翌月払い)

- 8 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

#### (料金等の一括後払い)

- 9 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て、2カ月以上の料金等を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (消費税相当額を加算)

- 10 第16条（料金等の支払義務）の規定その他料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約等の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

※当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

#### (料金等の請求)

- 12 料金等の請求については、本規約等、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。



(請求書発行時期)

- 13 請求書の発行月は、本サービスの利用月の翌々月になります。

## 第1表 利用料

### 1 適用

利用料の適用については、第16条（料金等の支払義務）の規定によるほか、次の通りとします。

区 分	内 容
利用料の適用	本契約者が支払いを要する利用料の額は、GCP 利用規約その他 Google が別途定める GCP の利用料に基づき当社が算出した金額とします。

## 第2表 マネージド利用料

### 1 適用

マネージド利用料の適用については、第16条（料金等の支払義務）に定める通りとします。

### 2 料金額

1の仮想サーバごとに月額

区 分	料金額（税抜額）
GCP の監視のみ	10,000円
GCP の監視、保守、運用	30,000円

### 附 則

（実施期日）

本規約は、平成29年8月31日から実施します。

以上

KDDI株式会社